

令和 7 年 4 月 8 日

第 2 回 廿日市市議会議案説明書
(第 1 回臨時会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 1
報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 3
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	…………… 5

(報告第2号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、固定資産税、軽自動車税等に係る改正規定が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 固定資産税

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした。

(2) 軽自動車税

ア 原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る種別割の税率を2,000円とすることとした。

イ 身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示し、カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないこととした。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(4) 施行期日

令和7年4月1日

3 専決処分年月日

令和7年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

(以下略)

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第3号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和7年4月1日

3 専決処分年月日

令和7年3月31日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。

(報告第4号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額	650,000 円	660,000 円
	後期高齢者支援金等課税額	240,000 円	260,000 円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減判定所得	基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割軽減判定所得	基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	基礎控除額(43万円) + 56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

(3) 施行期日

令和7年4月1日

3 専決処分年月日

令和7年3月31日

4 根拠法令

報告第2号説明書に同じ。